
保険証2枚お持ちではないですか？

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者の保険証を持っている方が、現在も被扶養者の条件を満たしているかの確認を、毎年事業主の皆さまにお願いしています。保険証の返却手続きにより、健康保険料の負担軽減につながります。

■目的

1. 就職などにより被扶養者の資格がない保険証で受診することによる医療費返還金の発生防止
2. 加入者数等により算出する「高齢者医療を支えるための拠出金」の適正化

■被扶養者の条件

被扶養者と認定されるための条件は、60歳未満は年収130万円未満、60歳以上または障がい者は180万円未満等の条件があります。

被扶養者と認定されている方が、就職した場合や、年金やパート収入が増えて年収が130万円以上(または180万円以上)になった場合には、その日から5日以内に被扶養者解除の手続き(被扶養者異動届の提出)をお願いしています。

■令和元年度実施結果

・6.6万人の被扶養者解除

加入者と事業主が納めていただく健康保険料は、保険給付(医療給付や現金給付等)に使われています。被扶養者資格の再確認により、被扶養者でなくなった場合は保険証が使用できません。令和元年度の再確認では、届出もれなどにより約6.6万人の被扶養者が解除になりました。

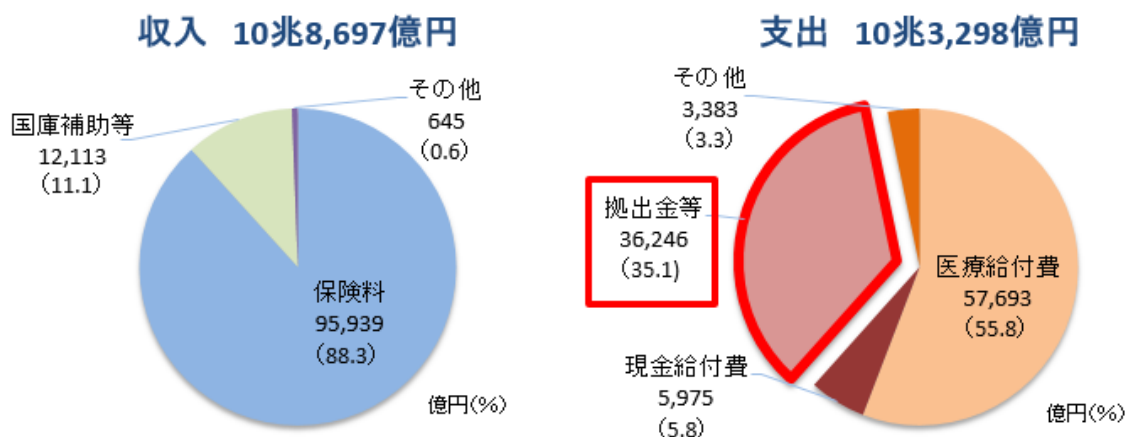
・15億円の負担削減

健康保険料は高齢者医療を支えるための拠出金等にも使われています。拠出金は、主に65～74歳の医療費を支えるための「前期高齢者納付金」と75歳以上の医療費を支えるための「後期高齢者支援金」等があります。拠出金は当協会の毎月末の加入者数等により算出し、令和元年度は3.6兆円で全体の支出の35%を占めています。

令和元年度の再確認では、約6.6万人の被扶養者解除により拠出金等の負担が約15億円軽減されました。

PressRelease

協会けんぽ 収入と支出(令和元年度)



■令和2年度 被扶養者資格の再確認 実施方法

・再確認の対象者

令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者

・再確認の書類(被扶養者状況リスト等)送付時期

令和2年10月上旬から下旬にかけて事業所に順次送付

・提出期限

令和2年11月30日(月)

被扶養者の再確認は、被扶養者の現況確認だけでなく、加入者の皆さまの健康保険料負担の軽減に繋がる大切な確認ですので、ご協力をお願いします。

併せて、就職の多い4月を中心に被扶養者解除となる対象者を確認していただき、早期の届出にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

企画総務グループ 新川(ニイカワ)

TEL 0776-27-8301

全国健康保険協会福井支部

福井市大手 3-4-1 福井放送会館 5階

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。福井支部の加入者は県民の約4割となる29.6万人、加入事業所は約16,000社にのぼります。